

資料 2-1 の別添図表等

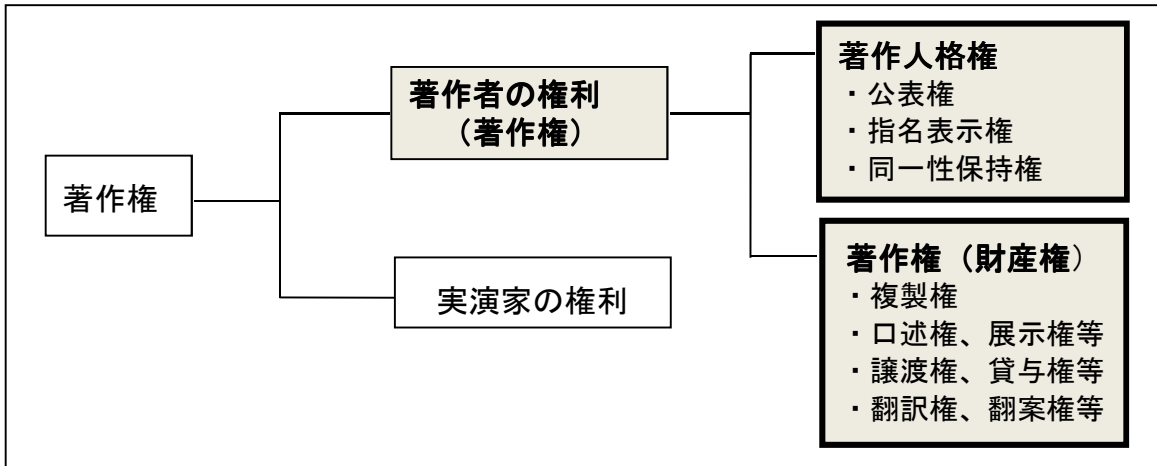


図 1 著作権の構成（著作権法）

表 1 縦覧継続における各種課題の比較

パターン例 課題例	①	②	③
	全ての手続図書を最終の図書の縦覧が終わるまで継続	直前の手続図書を次段階の手続図書の規定縦覧期間が終わるまで継続	直前の手続図書を次段階の手続図書の規定縦覧が開始されるまで継続
市長意見にかかる該当箇所の参照	◎ 十分可能	◎ 十分可能	○ 修正された内容が反映されている箇所のみ可能
図書内容の比較	◎ 十分可能	○ 直前段階の図書との比較のみ可能	△ 直前段階の図書の詳細が不明
手続き経緯	◎	◎	◎
周辺状況等の(古いデータと最新データ)との比較	◎ 十分可能	○ 直前段階の図書との比較のみ可能	× 次段階の図書では最新データに更新されている
サーバーへの容量負荷	【増加】 案件手続きが重なった場合、手続きが長期に渡った場合は、サーバー容量の相当な増加が予想される。	【若干の増加】 一案件ごとでは、現在の容量から若干の増大となる。 ・案件が重なる場合は、一時的に容量増となる。	【若干の増加】 一案件ごとでは、現在の容量からの増大にはならない。 案件が重なる場合は、一時的に容量増となる。

配慮書	<規定>30日	←継続→		
方法書	<規定>30日	←継続→		
準備書	<規定>30日	←継続→		
評価書	<規定>30日	←継続→	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査が無い場合 →1年間 or 工事完了届時まで 事後調査がある場合 →最終の事後調査報告書の縦覧終了まで 	
事後調査報告書(その1)	<規定>30日	←継続→		最終の事後調査報告書の規定縦覧が終了するまで
事後調査報告書(その2).....	<規定>30日			
事後調査報告書(最終)	<規定>30日			<規定>30日 + αの継続?

図2 パターン②(表1)を基本とした縦覧継続のイメージ(例)

表2 パターン②(表1)を基本とした評価書等の縦覧継続期間の違い

		事後調査なし		事後調査あり			
		②-1	②-2	②-3	②-4	②-5	②-6
評価書		規定縦覧期間終了後1年間	工事完了届提出まで			最終の事後調査報告書の規定縦覧期間終了まで	最終事後調査報告書の規定縦覧期間終了後1年間
工事中	<工事着手届>	/	/	規定縦覧期間(30日)	最終事後調査報告書の規定縦覧期間終了まで	規定縦覧期間終了まで	
	事後調査報告書1						
	事後調査報告書2			※継続なし			
供用後	<工事完了届>	/	/	規定縦覧期間(30日)	規定縦覧期間(30日)	規定縦覧期間(30日)	※継続なし
	事後調査報告書n-1						
	事後調査報告書n(最終報告書)						
課題等	事後調査状況の確認	-	-	計画内容との比較確認が可能			
	環境保全措置の計画との比較	工事中・供用後不明	供用後不明	縦覧継続の長期化の可能性有 供用後の実施時期によっては状況確認が不十分となる場合がある			

表3 環境影響評価図書の縦覧継続等に関する要綱の骨子（構成の案）

条項	規定事項	規定する内容の主旨等
1 ・ 2	趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧継続のための規定を整備した要綱である。 ・環境影響評価手続の連続性の確保する。 ・環境影響評価制度におけるコミュニケーションの促進への寄与。
3	用語	条例及び条例施行規則において使用する用語と一致させる。
4	対象の図書等	<p>縦覧の継続を行う図書等を電子ファイル及び紙による、以下のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定された図書（本編のみ） ・条例に規定された「環境保全の見地からの意見に対する事業者見解書」 ・審議会へ提出した資料
5	取扱原則 (同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（図書等の著作権者）の同意を前提とする。 ・文書により同意内容を確認する。（様式を制定） <p><同意確認事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書等の電子ファイルによる提供 ・図書等（本編、事業者見解書）の市長による電子縦覧の継続 ・図書（本編、紙）の市長による縦覧の継続 ・縦覧図書の貸出 ・電子縦覧ファイルの印刷 ・審議会へ提出した資料の公開
6	公表の継続の方法	<p>【電子ファイル】→市公式ウェブサイト</p> <p>【図書（紙）】→市環境局事務室</p>
7	公表の 継続期間 表1・表2・ 図2・を参照	<p>① 準備書まで：次の手続図書の縦覧（30日）終了まで</p> <p>② 評価書</p> <p>※事後調査なし→工事完了届提出時まで</p> <p>※事後調査あり→最終の事後調査報告書の縦覧（30日）の終了まで</p> <p>③ 事後調査報告書</p> <p>※最終までの報告書→最終の報告書の縦覧（30日）の終了まで</p> <p>※最終報告書 →規定縦覧期間（30日）終了後1年間</p> <p>④ 業者見解書</p> <p>次の段階の図書が公表されるまで。ただし事後調査報告書に係るものは規定縦覧終了後も最終の事後調査報告書の継続期間と同じとする。</p>
8	継続公表等の 停止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、継続公表している電子ファイルについて、公表・印刷可能な状態の停止を申し出ることができる。（様式を制定）。 ・市長は、その申し出内容を速やかに実施するものとする。
9	ファイル形式 及び媒体等	<ul style="list-style-type: none"> ・PDF形式等の一般的に普及しており改ざんされにくいもの ・ファイルの分割（各章、各節ごと概ね2MB以下） ・CD-ROM 等
10	著作権への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・継続公表を行う場合の著作権に係る配慮の記載例 ・「本ファイルは著作権法上保護された著作物に該当しますが、事業者から「要綱名」による同意を得ておりますので、印刷が可能です。ただし、事業者の申出により閲覧または印刷ができなくなる場合もありますので、あらかじめご了承ください。」

		<ul style="list-style-type: none"> ・「本ファイルは著作権法で保護された著作物に該当するため、事業者の許可を得ない転載、複製、転用等が禁止されています。（要綱名）による事業者の申出により印刷はできませんのでご了承ください。」
11	個人情報への配慮	札幌市個人情報保護条例の遵守。
12	サービス提供	<p>事業者が行うサービスを規定（同意書において表明）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の印刷（インターネット上） ・ 図書の貸出し ・ 様式の制定
13	審議会への提供資料	札幌市環境影響評価審議会（公開会議の場合）で使用した資料（公開資料）についても、傍聴者への配布、会議結果のHP上での掲載の同意を得る。
14	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境局長が要綱を所管する。 ・ 要綱に規定していない事項については、環境管理担当部長が事業者と協議を行う。
	附則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則（施行時期）の記載（H27年4月1日） ・ 経過措置（要綱施行前に開始した手続きは対象としない）。
	様式集	<p>（様式1）公表継続の同意</p> <p>（様式2）公表継続の同意取り消し</p> <p>（様式3）印刷貸出の同意</p> <p>（様式4）印刷貸出の同意取り消し</p> <p>（様式5）審議会からの要請・公表</p>

表4 【技術指針において変更・追加等が考えられる箇所及び内容（案）】

第5 配慮書等の公表等

(1、2、3は現行のまま)

3 縦覧者等への便宜供与 ☞追加記載

配慮書等の縦覧について住民へのより一層の便宜を図るため、「(要綱名)」の趣旨に則り、事業者は可能な限り、希望する住民への配慮書等の貸出しや複写等(インターネット公表のものを含む)の便宜に努めること。

また、概要版等を作成した場合は、配布に努めること。

4 配慮書等のインターネット上での掲載の継続 ☞要綱の制定によって追加削除

環境への影響を評価するためには、環境影響評価手続の経過を把握する必要があることから、事業者はインターネットにより公表した配慮書等について、次段階の図書(方法書であれば準備書、準備書であれば評価書)が公表されるまで掲載を継続するよう努めること。特に、評価書については、その事業が着手され供用開始されるまでの期間や事後調査報告書の提出があるまでなど、一定期間、掲載を継続するよう努めること。~~なお、掲載を継続する場合は要約書でも可とする。~~

なお、何らかの理由により配慮書等の縦覧を継続しない場合は「(要綱名)」の制度の趣旨に則り、市長が行う配慮書等の縦覧の継続について同意するよう努めること。

第6 環境影響評価審議会への協力等 ☞新規記載

環境影響評価その他の手続において、条例第3条第2項に規定する事業者の責務規定に基づき、札幌市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)規則第5条による以下の事項に対して、事業者(その他の関係者を含む)は、正当な理由がある場合除き、誠意をもって協力するよう努めること。

(1) 審議会への出席の要請

(2) 審議会における意見及び説明の要請

(3) 審議会への資料の提出の要請

なお、事業者に正当な理由がある場合を除き、「要綱名」の趣旨に則り、審議会へ提出した資料については広く公表することに努めること。

※ 第6の(3)までの部分は、平成26年度第1回審議会で追加規定すべきとの意見を受けて作成した案である。

※ なお書きからは、審議会への提出資料を公開することに関する内容を要綱で規定した場合の記載案である。